The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	市場経済移行期の社会主義国における都市計画制度改善プロセスに関する研究 : ベトナムにおける適用状況を中心として
Author(s)	松村, 茂久
Citation	大阪大学, 2014, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/50533
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

様式３

論　文　内　容　の　要　旨

氏　名　（　松村茂久　）	
論文題名	市場経済移行期の社会主義国における都市計画制度改善プロセスに関する研究 －ベトナムにおける適用状況を中心として－

論文内容の要旨

本論文は、市場経済への移行過程の社会主義国における都市管理システムの基本的ツールである都市計画制度の改善プロセスについて、ベトナムにおける都市計画の適用状況を中心に考察を行うことを目的とするものである。考察にあたっては、(1) 市場経済移行期の社会主義国における都市開発に強い影響を及ぼしている、①市場経済化、②グローバリゼーション、③地方分権化の３つの要素に着目し、(2) ベトナム最大の都市であるホーチミン市における都市計画の適用状況を詳細に検討、さらに、(3)ベトナムと類似した社会経済背景及び都市計画制度を有する中国の大都市における都市計画の適用状況を比較検討した。

論文では、先ず、都市計画の基礎的条件及び背景として、ベトナムにおける都市化の経緯と現状、並びにそれらに影響を及ぼした都市開発に関する政策や制度について整理した。加えて、ベトナムの２大都市であるハノイ市とホーチミン市を比較したうえで、市場経済化及びグローバリゼ―ションの影響をより強く受けていると考えられるホーチミン市の都市化の現状と特徴、並びに都市問題について整理した（２章）。

次に、ベトナムにおける都市計画に関連する法制度を整理したうえで、ホーチミン市において10年以上にわたって活用された1998年承認の都市計画マスタープラン（総合計画）の運用状況を勘案し、i) 都市計画の制度上の課題、及びii) 都市計画の運用上の課題を抽出した。課題の抽出にあたっては、特に、最低限の都市環境や都市の安全性を確保するための都市計画規制の有効性について焦点をあてた（３章）。また、抽出した都市計画の課題についての考察を進めるため、近年ホーチミン市において策定された都市計画マスタープラン（2010年承認）とゾーニング計画・建築管理ガイドライン（2012年・2013年承認）の策定プロセスの分析を行った（４章）。

以上の考察により明らかになった都市計画の改善プロセスを考察するにあたり、ハノイ市及びホーチミン市において行われている行政対応についての整理に加え、ベトナムと類似した社会経済体制及び都市計画体系を持つ中国の大都市において実践されている都市計画の適用状況を考察した（５章）。

最後に、以上の考察を行った内容に基づき、市場経済移行期の社会主義国における都市計画制度改善プロセスについて考察をまとめた。考察をまとめるにあたっては、本論文で取り上げた承認済みの都市計画は、既存制度の枠組み並びに各都市のコミュニティの意向や社会経済状況を反映したものであることから、仮説の検証や結論に対する一定の方向性を示すものであるという考えに基づき、結論としての制度改善プロセスをまとめた（６章）。

様式 7

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏　名　（　松　村　茂　久　）		
論文審査担当者	（職）	氏　名
主 査	教授	澤 木 昌 典
副 査	教授	矢 吹 信 喜
副 査	准教授	小 浦 久 子

論文審査の結果の要旨

ベトナムや中国など、市場経済へ移行してきた社会主義国の都市では、急速な都市化の進展により種々の都市問題が生じるなど都市管理が適切に行われていない状況がみられる。本研究は、都市管理システムの基本的ツールである都市計画制度の改善プロセスについて、市場経済への移行過程にあるベトナムにおける適用状況を中心に考察を行ったものである。考察においては、市場経済移行期の社会主義国において都市開発に強い影響を及ぼしている①市場経済化、②グローバリゼーション、③地方分権化の３要素に着目し、 ベトナム最大の都市であるホーチミン市における都市計画の適用状況を詳細に検証するとともに、ベトナムと類似した社会経済背景及び都市計画制度を有する中国の大都市における都市計画の適用状況を比較しており、得られた結果を要約すると以下のとおりである。

（１）市場経済移行した 1990 年代以降に急速に都市化が進展したホーチミン市における都市の状況を明らかにするとともに、同時期に活用されてきた都市計画マスタープラン等の運用状況に基づき、都市計画制度の課題を、①連続性の確保、②柔軟性の確保、③詳細都市計画の役割分担、④策定根拠の不明確さ、⑤基本的規定の欠如、⑥用途区分の妥当性、⑦基準指標地の実効性の欠如の７点に整理した上で、その運用上の課題についても明らかにしている。

（２）ホーチミン市における、10 年以上にわたり活用されてきた都市計画マスタープランの改定プロセス、並びに 2010 年に施行された都市計画法により新たに導入されたゾーニング計画及び建築管理ガイドラインの策定プロセスについての詳細な分析を行い、上記の課題への対応が十分にない状況を明らかにしている。

（３）ベトナムの２大都市であるホーチミン市及びハノイ市における状況と比較するため、ベトナムと類似した社会経済システム及び都市計画制度を持つ中国における都市計画制度の適用状況について、北京・上海・広州・深圳の４つの大都市について整理し、これらの都市が制度の枠組みでは対応できない地域課題についてそれぞれ独自の対応を行っていることを明らかにしている。

（４）これらの分析を経て、各都市における法定都市計画の策定状況に基づき、①最低限の都市環境や安全性を確保するための都市計画上の基本的課題への対応としての制度改善プロセス、ならびに②都市により異なる社会経済状況に応じた都市計画上の課題への対応としての制度改善プロセスについて整理を行い、市場経済への移行過程の都市における特徴として、各都市の制度改善プロセスにおいて関連法制度の枠組みや社会経済状況に応じた様々な改善方策が導入されていることを明らかにしている。

（５）その上で、ベトナムの都市計画に対しては、各都市が状況に応じ、より多様な対応を行うことの必要性、ならびに高度な専門的知識を備えた専門職員の配置及び計画院棟の専門家組織やその全国的ネットワークの必要性を示している。

以上のように、本論文は環境・エネルギー工学の発展に寄与すること大である。
よって本論文は博士論文として価値あるものと認める。